

重要事項説明書

1 事業所の概要

(令和6年6月1日現在)

事業所名	ヘルパーステーション白組
所在地	綾瀬市早川3091-2
事業者指定番号	神奈川県 1474401021号
管理者・連絡先	生田直美 0467-53-9685
サービス提供地域	綾瀬市、海老名市の一部

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類・業務	人員
管理者	事業所の運営・管理	1名
サービス提供責任者	訪問介護計画作成・サービスの需給調整等	3名
ホームヘルパー	生活援助・身体介護・相談助言等	24名

3 営業時間

区分	月曜日～金曜日	その他時間外
営業時間	9:00～17:00	転送電話で対応いたします

なお、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び1月2日・同月3日及び12月29日から31日は休業とさせていただきます。

4 サービス提供時間

区分	月曜日～金曜日	
提供時間	7:00～21:00	

なお、日曜日、1月1日から同月3日及び12月29日から31日は休ませていただきます。

5 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 介護報酬の御利用者の負担割合に応じて負担いただきます。(金額につきましては、「訪問介護サービス説明書」に記載されている額です。) なお、徴収につきましては、貴殿の口座より毎月26日に引き落としいたします。

(2) 従事者が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する場合は、別途交通費をいただきます。

6 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催する事とともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当は管理者とする

7 業務継続に向けた取組

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行う事とする。

8 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行う事とする。

9 ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に向けた委員会を開催、指針の整備、相談体制の実施等を行う事とする。

10 緊急時の対応に関する事項

- (1) 緊急連絡先の提供：関係者に緊急時の連絡先を提供します。病状の急変や緊急事態が発生した場合は、直ちに連絡します。
- (2) 緊急医療機関の案内：緊急時には迅速な医療対応が必要ですので、適切な医療機関へのアクセスが不可欠です。
- (3) 緊急時の対応手順：緊急時の対応手順を明確にし、従事者や関係者に周知徹底させます。御利用者の安全と健康を最優先に考え、適切な行動を取るよう努めます。

(4) 医療関係者との連携：緊急事態が発生した場合は、御利用者の主治医や関係者と綿密な連携を図ります。また、御利用者の医療情報や適切な医療処置を提供してもらうため、迅速かつ的確な情報共有を図ります。

(5) 救急車の要請：緊急事態が生じた際には、必要に応じて救急車を要請します。

1.1 当法人のサービス方針

インクルDは、全ての人を包み込み、尊厳と多様性を大事にした地域における新しい地域福祉活動を行う一般社団法人です。

具体的には、インクルDのスタッフ、利用者及び活動に関わる全ての人が

○常に綾瀬市（地域）が良くなるための行動を取る

○一人ひとりがもつ可能性をあきらめない。

○社会と地域の役に立つことを意識する。

○生きがいとやりがいをもって生活する。

○必要とされる存在となる。

○楽しむことを意識し、それがもたらす効果を広めていく。

→これらすべてが「尊厳ある生き方」だと考え、社員一同ヒューマンサービスに取り組んでまいります。

1.2 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所相談窓口	電話番号	: 0467-53-9685 (直通・時間外)
		: 0467-55-5450 (法人本部)
	ファックス番号	: 0467-55-5470
	相談対応者名	: 一般社団法人インクルD (担当: 千葉)
	対応時間	: 月曜日～金曜日、9時～17時

○公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	綾瀬市 高齢介護課	電話番号: 0467-70-5636 (直通)
	海老名市 高齢介護課	電話番号: 046-235-4950 (直通)
神奈川県国民健康 保険団体連合会 (国保連)	電話番号	: 045-329-3447
	ナビダイヤル	: 0570-022110
	利用時間	: 月曜日～金曜日、8時30分～17時15分

1 訪問介護の介護報酬に係る費用

5級地 10.70円

項目	サービス1回当たりの料金					
	内容	所要時間	単位数 (利用者負担)	利用者負担額(円)		
				1割負担	2割負担	3割負担
①基本額 下段()内 は、利用者負担 額を円に換算し 表示したもので す。ただし、小 数点以下は切り 捨てとなるた め、1ヶ月の合 計単位数で計算 した場合、多少 の誤差が出ま す。	身体 介護	20分未満	163 単位 (175円)	175	350	525
		20分以上 30分未満	244 単位 (262円)	262	523	784
		30分以上 1時間未満	387 単位 (415円)	415	829	1243
		1時間以上	567 単位 (607円)	607	1214	1821
		以降30分を 増す毎に	82 単位 (88円)	88	176	264
	生活 援助	20分以上 45分未満	179 単位 (192円)	192	384	575
		45分以上	220 単位 (236円)	236	471	707
② 加算	初回加算	サービス提供責任 者が初回又は初回 と同月内に訪問し た場合	200 単位/月 (214円)	214	428	642
	早朝・ 夜間加算	早朝(6時～8時)又 は夜間(18時～22 時)に訪問した場合	所定単位数×25%	—	—	—
	深夜加算	深夜(22時～翌6 時)に訪問した場合	所定単位数×50%	—	—	—
	緊急時 訪問介 護加算	利用者からの要請 により緊急の訪問 介護を行った場合	100 単位/回 (107円)	107	214	321
	2人の訪問介護員によるサ ービス提供		所定単位数の 200%	—	—	—
	特定事業所加算 (Ⅱ)		所定単位数の 10%	—	—	—
	生活機能向上連携加算 (Ⅰ)		100 単位/ 月 (107円)	107	214	321
	生活機能向上連携加算 (Ⅱ)		200 単位/月 (107円)	214	428	642
	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)		地域単価×介護報 酬総単位数(基本単 位+各種加算減算) ×サービス別加算 率25% <1単位未満の端数 四捨五入>	—	—	—

***利用者負担額(1割)の算出方法**

①②の計算による1か月のサービス合計単位数×地域単価(5級地:10.70=〇〇円(1円未満切り捨て) 〇〇円-(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

***利用者負担額(2割)の算出方法**

①②の計算による1か月のサービス合計単位数×地域単価(5級地:10.70=〇〇円(1円未満切り捨て) 〇〇円-(〇〇円×0.8(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

***利用者負担額(3割)の算出方法**

①②の計算による1か月のサービス合計単位数×地域単価(5級地:10.70=〇〇円(1円未満切り捨て) 〇〇円-(〇〇円×0.7(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

2 運営規程に定められたその他の費用

項目	金額	説明
その他の費用 (交通費)	実費	当事業所の通常の事業の実施地域(綾瀬市及び海老名市の一部)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費(実費)がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。
		事業所の実施地域を越える地点から、片道1キロメートルあたり 10円